

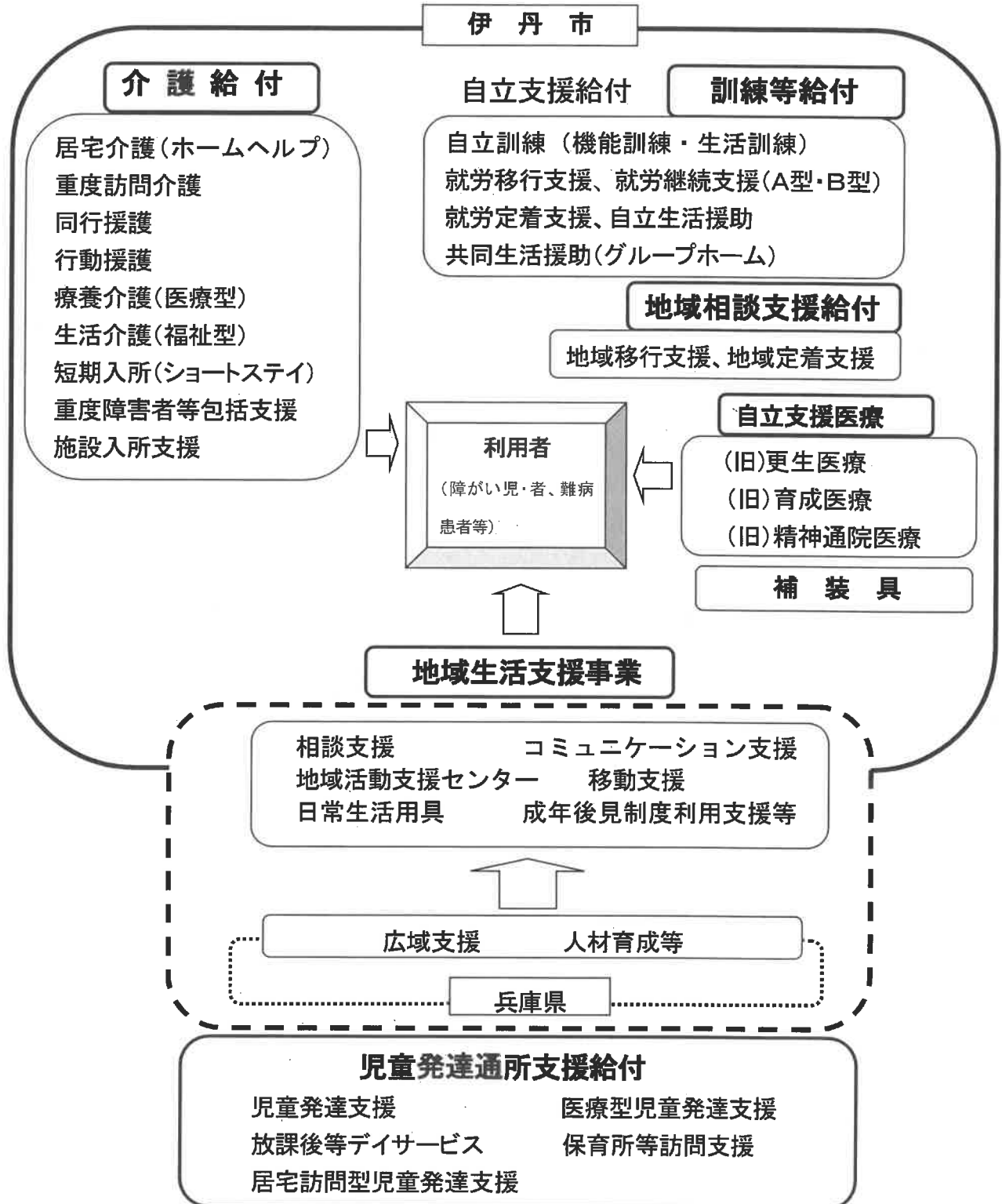
4.障害福祉サービスのしくみ

(1)総合的なサービスの全体像

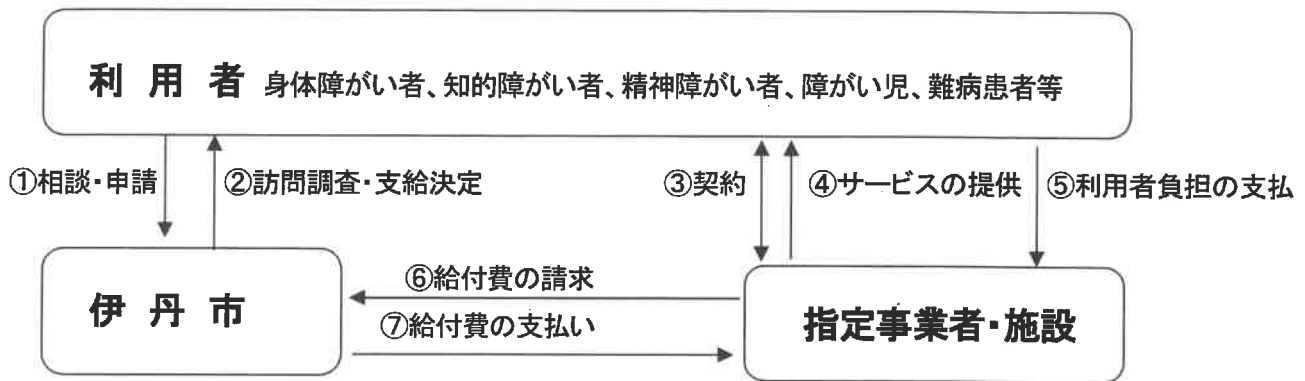
障害者総合支援法、児童福祉法制度のもとでは障がいの種別に関係なく共通の福祉サービスが地域において受けられます。

サービスの全体像は以下のとおりです。

<障害者総合支援法、児童福祉法におけるサービスの全体像>



<障害者総合支援・児童通所サービスの全体的な流れ>



- ① 障害福祉課・こども福祉課の窓口にて申請をします。
- ② 障害福祉課・こども福祉課より訪問調査を行い、その結果に基づく支給決定(受給者証の交付)を行います。
支給決定について、詳しくは19～20ページを参照してください。
- ③ 受給者証を受け取ったら、選んだ事業者・施設と契約をします。
(事業者からサービス内容についての説明を受けてから契約します。)
- ④ ⑤サービスを利用したら、利用者負担金を事業者に支払います。
- ⑥ 事業者は利用者負担額を引いた額を伊丹市に請求します。
- ⑦ 伊丹市は当該請求に基づき、事業者に給付費を支払います。

<申請窓口>

障害福祉課・こども福祉課(18歳未満の場合)

※ただし、介護保険対象者については、介護保険が優先されます。

- ①介護保険第1号被保険者…65歳以上の方。
- ②介護保険第2号被保険者…40歳以上65歳未満で**特定疾病***が原因となって、介護や支援が必要であると認定された方。

* 特定疾病とは以下の16疾病です。

筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、多系統萎縮症、初老期における認知症(アルツハイマー病、脳血管性認知症等)、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症(ウエルナー症候群)、糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、脳血管疾患、パーキンソン病関連疾患、閉塞性動脈硬化症、関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、末期がん(概ね余命が6ヶ月程度)

令和元年7月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（361疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（1疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	46	カーニー複合
2	アイザックス症候群	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
3	I g A腎症	48	潰瘍性大腸炎
4	I g G 4 関連疾患	49	下垂体前葉機能低下症
5	亜急性硬化性全脳炎	50	家族性地中海熱
6	アジソン病	51	家族性良性慢性天疱瘡
7	アッシャー症候群	52	カナバン病
8	アトピー性脊髄炎	53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
9	アペール症候群	54	歌舞伎症候群
10	アミロイドーシス	55	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
11	アラジール症候群	56	カルニチン回路異常症
12	アルポート症候群	57	加齢黄斑変性 ○
13	アレキサンダー病	58	肝型糖原病
14	アンジェルマン症候群	59	間質性膀胱炎（ハンナ型）
15	アントレー・ピクスラー症候群	60	環状20番染色体症候群
16	イソ吉草酸血症	61	関節リウマチ
17	一次性ネフローゼ症候群	62	完全大血管転位症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	63	眼皮皸皮症
19	1 p 36欠失症候群	64	偽性副甲状腺機能低下症
20	遺伝性自己炎症疾患	65	ギャロウェイ・モフト症候群
21	遺伝性ジストニア	66	急性壊死性脳症 ○
22	遺伝性周期性四肢麻痺	67	急性網膜壊死 ○
23	遺伝性膀胱炎	68	球脊髄性筋萎縮症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	69	急速進行性糸球体腎炎
25	ウィーバー症候群	70	強直性脊椎炎
26	ウィリアムズ症候群	71	巨細胞性動脈炎
27	ウィルソン病	72	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
28	ウエスト症候群	73	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
29	ウェルナー症候群	74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
30	ウォルフラム症候群	75	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
31	ウルリッヒ病	76	筋萎縮性側索硬化症
32	HTLV-1 関連脊髄症	77	筋型糖原病
33	A T R - X 症候群	78	筋ジストロフィー
34	A D H 分泌異常症	79	クッシング病
35	エーラス・ダンロス症候群	80	クリオピリン関連周期熱症候群
36	エプスタイン症候群	81	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
37	エプスタイン病	82	クルーゾン症候群
38	エマヌエル症候群	83	グルコーストランスポーター1欠損症
39	遠位型ミオパチー	84	グルタル酸血症1型
40	円錐角膜 ○	85	グルタル酸血症2型
41	黄色靱帯骨化症	86	クロウ・深瀬症候群
42	黄斑ジストロフィー	87	クローン病
43	大田原症候群	88	クロンカイト・カナダ症候群
44	オクシピタル・ホーン症候群	89	痙攣重積型（二相性）急性脳症
45	オスラー病	90	結節性硬化症

91	結節性多発動脈炎	136	シェーグレン症候群
92	血栓性血小板減少性紫斑病	137	色素性乾皮症
93	限局性皮膚異形成	138	自己貪食空胞性ミオパチー
94	原発性局所多汗症	139	自己免疫性肝炎
95	原発性硬化性胆管炎	140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
96	原発性高脂血症	141	自己免疫性溶血性貧血
97	原発性側索硬化症	142	四肢形成不全
98	原発性胆汁性胆管炎	143	シトステロール血症
99	原発性免疫不全症候群	144	シトリン欠損症
100	顕微鏡の大腸炎	145	紫斑病性腎炎
101	顕微鏡的多発血管炎	146	脂肪萎縮症
102	高IgD症候群	147	若年性特発性関節炎
103	好酸球性消化管疾患	148	若年性肺気腫
104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	149	シャルコー・マリー・トゥース病
105	好酸球性副鼻腔炎	150	重症筋無力症
106	抗糸球体基底膜腎炎	151	修正大血管転位症
107	後縦靭帯骨化症	152	ジュベール症候群関連疾患
108	甲状腺ホルモン不応症	153	シュワルツ・ヤンペル症候群
109	拘束型心筋症	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
110	高チロシン血症1型	155	神経細胞移動異常症
111	高チロシン血症2型	156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
112	高チロシン血症3型	157	神経線維腫症
113	後天性赤芽球癆	158	神経フェリチン症
114	広範脊柱管狭窄症	159	神経有棘赤血球症
115	膠様滴状角膜ジストロフィー	160	進行性核上性麻痺
116	抗リン脂質抗体症候群	161	進行性骨化性線維異形成症
117	コケイン症候群	162	進行性多巣性白質脳症
118	コステロ症候群	163	進行性白質脳症
119	骨形成不全症	164	進行性ミオクロームステんかん
120	骨髄異形成症候群	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
121	骨髄線維症	166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
122	ゴナドトロピン分泌亢進症	167	スタージ・ウェーバー症候群
123	5p欠失症候群	168	スティーヴンス・ジョンソン症候群
124	コフィン・シリス症候群	169	スミス・マガニス症候群
125	コフィン・ローリー症候群	170	スモン
126	混合性結合組織病	171	脆弱X症候群
127	鰓耳腎症候群	172	脆弱X症候群関連疾患
128	再生不良性貧血	173	成人スチル病
129	サイトメガロウイルス角膜炎	174	成長ホルモン分泌亢進症
130	再発性多発軟骨炎	175	脊髄空洞症
131	左心低形成症候群	176	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
132	サルコイドーシス	177	脊髄髄膜瘤
133	三尖弁閉鎖症	178	脊髄性筋萎縮症
134	三頭酵素欠損症	179	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
135	CFC症候群	180	前眼部形成異常

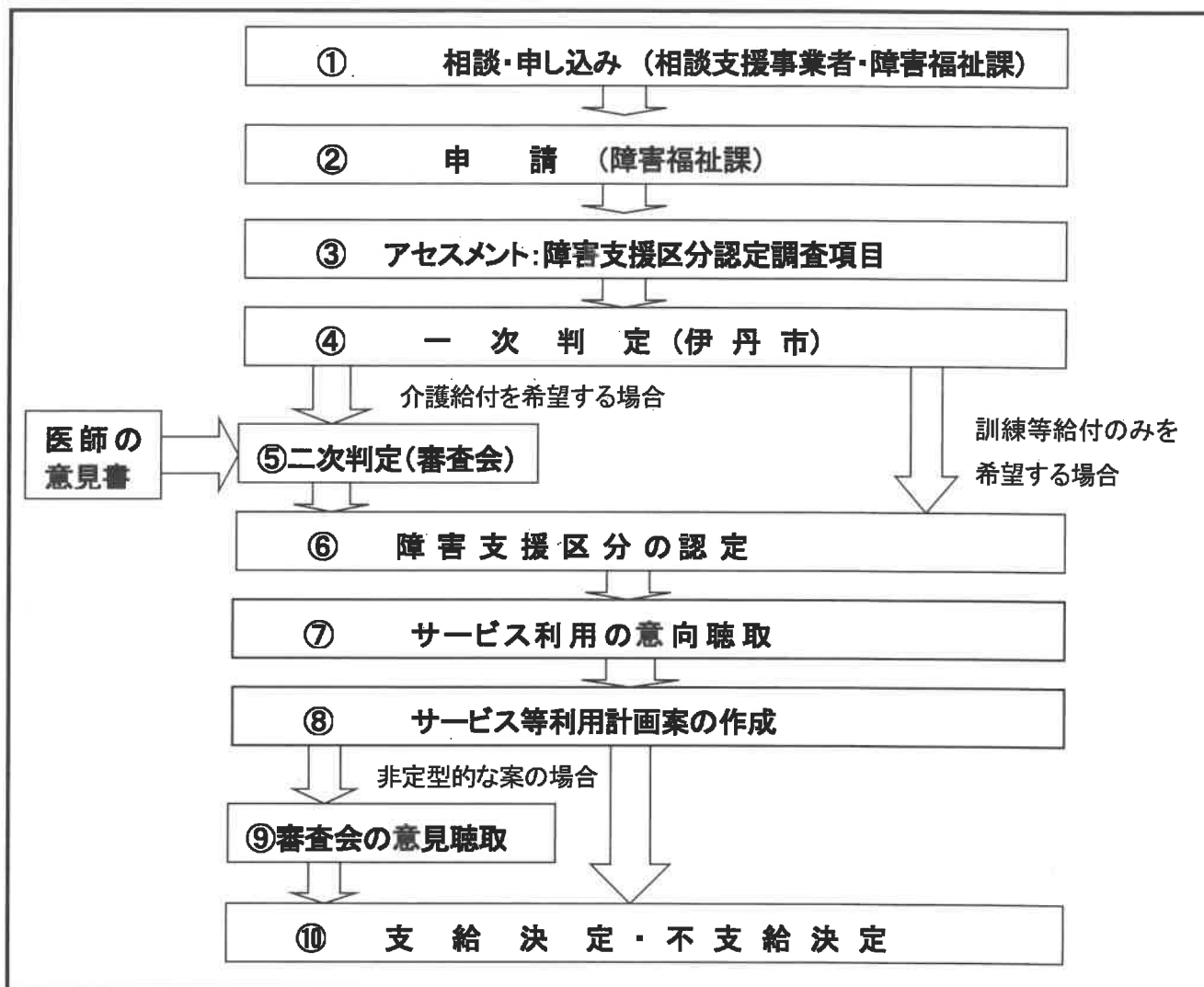
181	全身性エリテマトーデス	226	遅発性内リンパ水腫
182	全身性強皮症 △	227	チャージ症候群
183	先天異常症候群	228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
184	先天性横隔膜ヘルニア	229	中毒性表皮壊死症
185	先天性核上性球麻痺	230	腸管神経節細胞減少症
186	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	231	TSH分泌亢進症
187	先天性魚鱗癬	232	TNF受容体関連周期性症候群
188	先天性筋無力症候群	233	低ホスファターゼ症
189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	234	天疱瘡
190	先天性三尖弁狭窄症	235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
191	先天性腎性尿崩症	236	特発性拡張型心筋症
192	先天性赤血球形成異常性貧血	237	特発性間質性肺炎
193	先天性僧帽弁狭窄症	238	特発性基底核石灰化症
194	先天性大脳白質形成不全症	239	特発性血小板減少性紫斑病
195	先天性肺静脈狭窄症	240	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
196	先天性風疹症候群 ○	241	特発性後天性全身性無汗症
197	先天性副腎低形成症	242	特発性大腿骨頭壊死症
198	先天性副腎皮質酵素欠損症	243	特発性多中心性キャスルマン病
199	先天性ミオパチー	244	特発性門脈圧亢進症
200	先天性無痛無汗症	245	特発性両側性感音難聴
201	先天性葉酸吸収不全	246	突発性難聴 ○
202	前頭側頭葉変性症	247	ドラベ症候群
203	早期ミオクロニー脳症	248	中條・西村症候群
204	総動脈幹遺残症	249	那須・ハコラ病
205	総排泄腔遺残	250	軟骨無形成症
206	総排泄腔外反症	251	難治顔回部分発作重積型急性脳炎
207	ソトス症候群	252	22q11.2欠失症候群
208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	253	乳幼児肝巨大血管腫
209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	254	尿素サイクル異常症
210	大脳皮質基底核変性症	255	ヌーナン症候群
211	大理石骨病	256	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) /LMX1B関連腎症
212	ダウン症候群 ○	257	脳腱黄色腫症
213	高安動脈炎	258	脳表ヘモジデリン沈着症
214	多系統萎縮症	259	膿疱性乾癬
215	タナトフォリック骨異形成症	260	嚢胞性線維症
216	多発血管炎性肉芽腫症	261	パーキンソン病
217	多発性硬化症/視神経脊髄炎	262	パージャール病
218	多発性軟骨性外骨腫症 ○	263	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
219	多発性嚢胞腎	264	肺動脈性肺高血圧症
220	多脾症候群	265	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)
221	タンジール病	266	肺胞低換気症候群
222	単心室症	267	ハッチンソン・ギルフォード症候群 ※
223	弾性線維性仮性黄色腫	268	パッド・キアリ症候群
224	短腸症候群 ○	269	ハンチントン病
225	胆道閉鎖症	270	汎発性特発性骨増殖症 ○

271	P C D H19関連症候群	316	発作性夜間ヘモグロビン尿症
272	非ケトーシス型高グリシン血症	317	ポルフィリン症
273	肥厚性皮膚骨膜炎	318	マリネスコ・シェーグレン症候群
274	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	319	マルファン症候群
275	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	320	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
276	肥大型心筋症	321	慢性血栓性肺高血圧症
277	左肺動脈右肺動脈起始症	322	慢性再発性多発性骨髄炎
278	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	323	慢性膀胱炎 ○
279	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	324	慢性特発性偽性腸閉塞症
280	ピッカースタッフ脳幹脳炎	325	ミオクローニークン
281	非典型溶血性尿毒症症候群	326	ミオクローニークン脱力発作を伴うてんかん
282	非特異性多発性小腸潰瘍症	327	ミトコンドリア病
283	皮膚筋炎/多発性筋炎	328	無虹彩症
284	びまん性汎細気管支炎 ○	329	無脾症候群
285	肥満低換気症候群 ○	330	無βリポタンパク血症
286	表皮水疱症	331	メーブルシロップ尿症
287	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）	332	メチルグルタコン酸尿症
288	VATER症候群	333	メチルマロン酸血症
289	ファイファー症候群	334	メビウス症候群
290	ファロー四徴症	335	メンケス病
291	ファンコニ貧血	336	網膜色素変性症
292	封入体筋炎	337	もやもや病
293	フェニルケトン尿症	338	モワット・ウイルソン症候群
294	フォンタン術後症候群 ※ ○	339	薬剤性過敏症候群 ○
295	複合カルボキシラーゼ欠損症	340	ヤング・シンプソン症候群
296	副甲状腺機能低下症	341	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
297	副腎白質ジストロフィー	342	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
298	副腎皮質刺激ホルモン不応症	343	4p欠失症候群
299	ブラウ症候群	344	ライソゾーム病
300	ブラダー・ウィリ症候群	345	ラスマッセン脳炎
301	プリオン病	346	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
302	プロピオン酸血症	347	ランドウ・クレフナー症候群
303	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	348	リジン尿性蛋白不耐症
304	閉塞性細気管支炎	349	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
305	β-ケトチオラーゼ欠損症	350	両大血管右室起始症
306	ベーチェット病	351	リンパ管腫症/ゴーム病
307	ベスレムミオパチー	352	リンパ脈管筋腫症
308	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	353	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
309	ヘモクロマトーシス ○	354	ルピンシュタイン・ティビ症候群
310	ペリー症候群	355	レーベル遺伝性視神経症
311	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	356	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
312	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	357	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
313	片側巨脳症	358	レット症候群
314	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	359	レノックス・ガストー症候群
315	芳香族L-アミノ酸炭酸酵素欠損症	360	ロスモンド・トムソン症候群
		361	肋骨異常を伴う先天性側弯症

(2)支給決定までの流れ

障がい者等の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障がい者等の心身の状況(障害支援区分)②社会活動や介護者・居住等の状況③サービスの利用意向④訓練・就労に関する評価を把握します。その上で、支給決定を行います。

具体的な流れは以下のとおりです。



① 相談・申し込み

相談支援事業所の相談員や障害福祉課に福祉サービス利用について相談してください。

(障害福祉サービスを受けられる場合、指定特定相談支援事業所からの計画相談が必要です。伊丹市にある指定特定相談支援事業所の詳細については福祉の手引きP67参照)

② 申請

障害福祉課に申請をします。相談支援事業者による代理申請も可能です。

③ アセスメント(調査)

調査員が申請者やその保護者等に対し、申請者の心身の状況を判定するために障害支援区分認定調査(80項目のアセスメント)を行います。その際に、サービス利用の意向もお聞きする場合があります。

④ 一次判定

③で行った調査の結果をコンピューターに入力し、一次判定処理を行います。その結果、非該当と区分1～区分6の7段階に判定されます。

⑤ 介護給付を希望の場合(二次判定)

医師の意見書と一次判定の結果をもとに、伊丹市障害支援区分認定審査会(以下「審査会」とします。)に審査判定を依頼します。審査会ではその内容を踏まえて判定を行います。その結果、非該当と区分1～区分6の7段階のいずれかに判定されます。

⑥ 障害支援区分の認定

訓練等給付を希望の場合は二次判定はなく、一次判定の結果のみで障害支援区分を認定します。介護給付を希望の場合は、一次判定と二次判定の結果で障害支援区分を認定します。区分認定後、その結果を申請者に通知します。

⑦ サービス利用意向聴取

認定結果が通知されたら、支給決定を行うために申請者のサービス利用意向を聴取します。すでにお聞きしている場合もあります。

⑧ サービス等利用計画案の作成

市はサービスの利用の申請をした方(利用者)に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。

⑨ 審査会の意見聴取

⑧で作成したサービス等利用計画案が市の定める支給基準(別にガイドラインを規定しております)と乖離する場合、審査会に意見を求めることができます。

⑩ 支給決定

サービスの支給を決定した後、申請者には支給決定通知と受給者証が届きます。受給者はサービス提供事業所と契約を結び、サービスの開始となります。

※18歳未満の児童の場合は、上記のプロセスとは異なり、申請後、5領域11項目等の調査を行い、その結果をもとに非該当と区分1～区分3に分けられます。

※障害福祉サービス等支給決定又は支給決定の変更前に、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者がサービス等利用計画・児童発達支援利用計画案を作成します。また、支給決定または変更後には、サービス事業者等との連絡調整を行います。サービス利用後には利用状況の確認を行い、計画の見直しの支援も行います。(伊丹市が指定を行っている事業所一覧(P67参照)が別途あります)。

(3)利用者負担のしくみ

利用者負担は、サービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得等に配慮した負担(応能負担)とされています。

■利用者負担に関する軽減措置

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム利用者	通所施設(事業)利用者	ホームヘルプ利用者	入所施設利用者(20歳未満)	医療型施設利用者(入所)
定率負担	①利用者負担の上限設定(所得段階別)					
	③高額障害福祉サービス費(世帯での所得段階別負担上限)					②医療型個別減免 (医療・食事療養費と合わせ、上限額を設定)
	事業主の負担による就労継続支援A型事業(雇用型)の減免措置			⑧生活保護への移行防止(負担上限額を下げる)		
食費・光熱水費	④補足給付 (食費・光熱水費負担を軽減)	食費や居住費については実費で負担 →通所施設(事業)を利用した場合には、⑥の軽減措置が受けられます。 ⑦補足給付 (家賃負担を軽減)	⑥食費の 人件費支給による軽減措置		⑤補足給付 (食費・光熱水費負担を軽減)	

*** 具体的には次のようになります。**

① 月ごとの利用者負担には上限があります。

障害福祉サービスの利用者負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)で、居宅で生活する障がい児(加齢児を除く)	4,600円
	市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)で、20歳未満の施設入所者	9,300円
	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満)で、居宅で生活する障がい者(加齢児を含む) グループホーム利用者を除く	
一般2	市町村民税課税世帯で、一般1以外の方	37,200円

(注1) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。
○入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」になります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

② 療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります。

療養介護を利用する人は、従前の福祉部分定率負担相当額と医療費、食費療養費を合算して、上限額を設定します。

(20歳以上の入所者の場合)

低所得の方は、少なくとも25,000円が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。

③ 世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。

○障がい者の場合は、障がい者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの自己負担額(介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。)と補装具の自己負担額の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます(償還払いの方法によります)。

○障がい児が障害者総合支援法(障害福祉サービスの自己負担額と補装具の自己負担額の合算)と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます(償還払いの方法によります)。

※世帯に障がい児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。

④⑤⑥ 食費等実費負担についても、軽減措置が講じられます

(20歳以上の入所者の場合)

○入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、53,500円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を53,500円として設定し、福祉サービス費の定率負担相当額と食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。

なお、就労等により得た収入については、24,000円までは収入として設定しません。また、24,000円を超える額については、超える額の30%は収入として認定しません。

(18歳以上の通所施設利用者の場合)

○通所施設等では、低所得、一般1(グループホーム利用者(所得割16万円未満)を含む。)の場合、食料費のみの負担となるため、実際にかかる額のおおよそ3分の1の負担となります(月22日利用の場合、約5,100円程度)。なお、食料費は、施設ごとに額が設定されます。

(20歳未満の入所者の場合)

○地域で子どもを養育する費用(低所得世帯、一般1は5万円、一般2は7.9万円)と同様の負担となるように補足給付が行われます。※所得要件はありません。

(18歳未満の通所施設利用者の場合)

○障がい児の通所施設については、低所得世帯と一般1は食費の負担が軽減されます。

⑦ グループホームの利用者に家賃助成が講じられます。

グループホーム(重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む。)の利用者(生活保護又は低所得の世帯)が負担する家賃を対象として、利用者一人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

⑧ 生活保護への移行防止策が講じられます

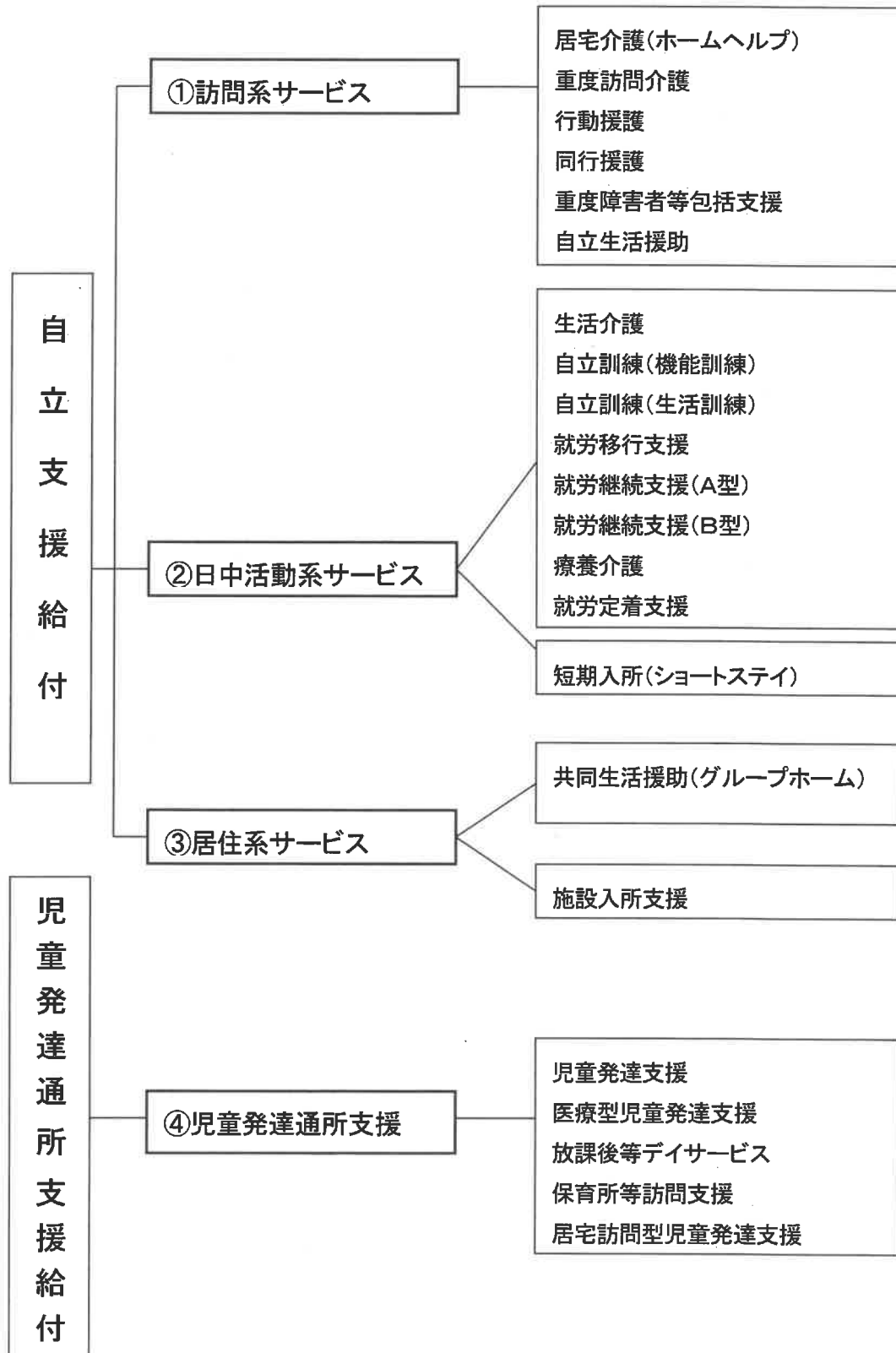
こうした負担軽減策を講じて、自己負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで自己負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

※詳しくは障害福祉課 (Tel 784-8032)

子ども福祉課(18歳未満の場合) (Tel 784-8127) にお問い合わせください。

(4)障害福祉サービスの種類・内容

障害福祉サービスは以下のとおり、①訪問系サービス、②日中活動系サービス、③居住系サービスに分けられます。昼のサービス(日中活動系サービス)と夜のサービス(居住系サービス)に分けられているため、サービスの組み合わせを選択できます。



①訪問系サービス

サービスの名称		対象者	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	身体介護	食事・排せつ・入浴など、全面的又は部分的な支援を必要とする人	食事・排せつ・入浴などの身体面での介護を行います。
	家事援助	買い物・調理・掃除などの家事に全面的又は部分的な支援を必要とする人	買い物・調理・掃除などの家事を支援します。
	通院介助	身体介護を伴う人	医療機関への定期的な通院のための介助を行います。
身体介護を伴わない人			
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は、重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する人		在宅における入浴・排せつ・食事などの介護および外出における移動中の介護を行います。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する人		外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人		外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い人		食事・排せつ・入浴・移動および家事全般の支援をします。
自立生活援助	単身生活をしている等、自立した日常生活を営む上であらゆる問題に対する支援が見込めない状況にある人		定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応により、状況把握や情報提供等を行います。

②日中活動系サービス

サービスの名称	対象者	サービスの内容
生活介護	地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人	日中における食事、排せつ等の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	入所施設・病院を退所・退院した者あるいは学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体に障がいのある人	理学療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練などを行います。
自立訓練(生活訓練)	入所施設・病院を退所・退院した者あるいは学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な知的に障がいのある人・精神に障がいのある人	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障がいのある人	事業所における作業や企業における実習および適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。
就労継続支援(A型)	就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人 (利用開始時、65歳未満の人)	事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供します。
就労継続支援(B型)	就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している者などであって、就労の機関等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人	事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供します。(雇用契約は結びません)
就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された人であって、就労を継続している期間が6か月を経過した人	企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる問題の相談、指導、助言等を行います。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を要する人	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所(ショートステイ)	身体・知的・精神に障がいのある人	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、食事、排せつ等の介護等を行います。

③居住系サービス

サービスの名称	対象者	サービスの内容
共同生活援助 (グループホーム)	就労や生活介護、又は就労継続支援等の日中活動を利用している身体(65歳未満の人又は65歳に達する前日までに障がい福祉サービスを利用したことがある人に限る)・知的・精神に障がいのある人	夜間や休日において共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
障害者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所している人	夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

④児童発達通所支援

サービスの名称	対象者	サービスの内容
児童発達支援	就学前で発達に支援の必要な児童	センターや施設にて、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童	センターや指定医療機関にて、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学していて発達に支援の必要な児童	センターや施設にて、授業終了後又は休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所・その他の児童が集団生活を営む施設に通う児童	保育所等の施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態等で、外出することが困難である、発達に支援の必要な児童	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。